介護給付費の伝送請求をはじめませんか？
（インターネット請求）

現在介護分野では ICT やデジタル技術を活用して、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図る「介護 DX」の取組が進められています。その取組の一つとして介護に関する情報を電子的に共有する「介護情報基盤」の整備も進められています。介護事務のデジタル化の第一歩として伝送請求を推奨いたします。ご希望の事業所様へ伝送請求の準備に必要な簡易手順書をお送りすることもできますので、是非ご検討のほどよろしくお願いします。



伝送請求に移行することでどんなメリットがある？

- **持参や郵送の手間が減る**
 毎月１日～１０日の間に請求すれば良いため、連合会の開所日や配達状況を気にせず２４時間いつでもＯＫ。データの到達確認もできます。
- **データに不備があっても差替えしやすい**
 ＣＤ等の場合は連合会に一度連絡していただいてから差替えが必要ですが、請求受付期間内であれば取消・再送は何回でも可能です。（連絡不要）
- **審査結果がすぐにわかる**
 請求した月の翌月１日すぐに伝送で結果が確認できるようになるため、返戻があった場合等も、速やかに再請求していただけます。

など、伝送請求へ移行することで日々の請求事務を効率的に行うことができます。



費用はどのくらいかかる？

伝送請求するためには電子証明書の発行が必要です。

電子証明書発行手数料が３年間で 13,200 円のところ
令和８年４月より **7,800 円に価格が改定** されました。

※介護・障害共通は 13,900 円
　複数事業所がある場合は、１つにまとめて代理請求で 13,200 円
※その他インターネットの回線料や請求ソフト等に別途費用が発生する場合がございます。

ご不明な点がございましたら気軽に国保連合会へお問い合わせください。

和歌山県国民健康保険団体連合会　電算介護課介護保険係　TEL：073-427-4665